

調達件名：「政府広報ウェブサイトシステムの再構築業務及び運用業務等」の仕様書（案）に係る意見について

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
1	6	5	2.4.ガバメントクラウドの利用	4	ガバメントクラウドの利用可能時期をご教示いただけますでしょうか。令和5年11月30日以前の構築期間においてもガバメントクラウドサービスを利用して開発等を実施することを想定しております。	費用の積算に必要となるため。	ガバメントクラウド管理組織からは、本調達の契約予定時（令和5年4月）には利用可能と聞いております。
2	8	1	2.5.必須調達サービス及びソフトウェア	4	本案件で受注者が調達するハードウェア、サービス及びソフトウェアについて、複数の調達方式を採用可能とし、事業者の提案内容に応じた提案を求めているかがでしょうか。  [追記案] 2.5.1 ハードウェア、サービス及びソフトウェアの調達は、再販業務又はサービス提供業務として実施するなど適切な方法を提案することができるものとする。再販業務として実施する場合、受注者は、これらの製品から得た権利(保証及び補償請求権を含む。)を、それらが譲渡可能である範囲で、政府広報室にそのまま譲渡するものとする。これらの製品には、(出荷・納入、使用許諾、保守、保証、責任、取消・返品等に係る)各製品、サービスの提供者の定める条件が直接適用されることとなり、保証についても各製品・サービスの提供者が直接政府広報室に対し責任を負う。当該条件の提示および応諾に係る方法及び手順については、各製品・サービスの条件に沿うこととする。製品・サービス等の販売が含まれる場合、役務の提供とは性質や適用条件を異にするものであるため、再販業務の役務提供部分に係る責任には、各製品・サービスに係る責任を含まないものとする。 なお、販売した製品・サービスについて各製品・サービスの提供者による保守が必要な場合、受注者は、問題解決のための窓口として対応する。また、各製品に契約不適合や機能上の問題がある場合は、受注者は、各製品の提供者をしてそれらの問題に対応させるための措置をとり、受注者も受注者の役務の一環として、当該契約不適合や機能上の問題の解消を実現すべく政府広報室を支援するものとする。 サービス提供業務として実施する場合、本システムの稼働に係る環境提供を、受注者のサービスとして提供する。この場合、各製品・サービスには、出荷・納入、使用許諾、保守、保証、責任、取消・返品等、各製品・サービスの提供者が定めるものに準じた条件が適用される。	幅広い提案を可能とすることで、より有効となる提案を求めため。	調達方式については、より有効な方法がある場合は再販又はサービス提供業務として実施する等の提案を妨げるものではないと考えているため、仕様書に「2.5.1 必須調達サービス及びソフトウェアに関する責任分界点」として必要と考えられる内容を追加します。
3	8	1	2.5.必須調達サービス及びソフトウェア	4	サーバ証明書は内閣府様からご提供いただける理解でよろしいでしょうか。	ガバメントクラウド使用時のサーバ証明書取得方法（取得先）を確認するため。	サーバ証明書は受注者において調達することを想定しているため、「2.5. 必須調達サービス及びソフトウェア」にその旨追記します。
4	10	1	3.3.3.コーディング	4	内閣府標準コーディングガイドラインは参考対象となりますでしょうか。	対象を明確にするため。	御意見を踏まえ、「内閣府標準コーディングガイドライン」を削除いたします。
5	11	10	3.4.1.1. ガバメントクラウドの利用	4	原則として、ガバメントクラウドが提供するクラウドサービスを利用するものと想定しておりますが、そのみでは要件を満たせない、又はより適当なソリューションが実現可能な場合は、ガバメントクラウド以外のASPやSaaS等のサービスを代替提案とさせていただきますでしょうか。	要件を明確にするため。	可能な限りガバメントクラウドサービスの利用をお願いします。 やむを得ない場合は、DS-310 政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針に従いガバメントクラウド管理組織と協議を進めることになると想定しています。なお、受注者においてASP、SaaS等を使用する場合は、本調達の経費に含まれることとなる点御留意ください。 <a href="https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/27e5d72f/20220930_resources_standard_guidelines_policy_01.pdf">https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/27e5d72f/20220930_resources_standard_guidelines_policy_01.pdf</a> <a href="https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/5a3aad57/20220930_resources_standard_guidelines_policy_03.zip">https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/5a3aad57/20220930_resources_standard_guidelines_policy_03.zip</a>
6	12	2	3.4.1.4. 既存コンテンツ移行	4	既存コンテンツの移行対象について現在整理中と認識しております。整理・分類した結果をご教示いただけますでしょうか。たとえば、コンテンツ削除し移行対象としない、アーカイブとして格納のみとする等、分類内容についてご教示いただきたく存じます。	業務範囲を明確化するため。	仕様書や要件定義書に記載のとおり、全て移行対象としております。
7	13	3	3.7. 運用・保守	2	「次々期システムへの移行時に次々期システム納入業者への引継ぎ、打合せ、ドキュメント作成等の移行支援を行うこと」の追加をご検討いただけないでしょうか。	本仕様書の業務終了時には稼働中システムの運用・保守以外に、次々期システムへの移行のための引継ぎ、打合せ、ドキュメント作成等の作業が必要となると考えられるため。	御意見を踏まえ、その旨追記します。
8	14	21	5. 受注者に求める要件 (2)	1	受注実績に関し、「ウェブサイト構築及びCMS導入」を「ウェブサイト構築またはCMS導入」への変更をご検討いただけないでしょうか。	CMS導入の受注は、CMS開発業者に限られるケースが多いと考えられるため。	ウェブサイト構築実績も、CMS導入実績も何れも必要なのと考えているため、修正は行わないこととします。
9	15	5	6. 成果物等	4	工事進行基準での売上計上を考えた場合に、民間企業での発注、最近の他府省でのシステム開発案件に鑑みると、請求・支払のタイミングが限定されると、健全な競争性の確保が困難と懸念します。 また、事業者が提案するスケジュールに応じて納入成果物の納入期限を定め、都度貴室に検取いただくことが適当と思料します。 以上を踏まえ、設計・構築フェーズにおける役務については作業の完了タイミングに合わせて請求・支払を実施いただくことが可能でしょうか。また、各納入成果物の納入スケジュールを提案することを求めていますかがでしょうか。  [修正案] 本業務の成果物の名称及び納入時期・期限は、下表のとおりとする。なお、下表に示す各成果物の納入時期・期限については現時点の想定であり、これを参考に、各納入成果物の納入スケジュールを提案すること。なお、検収及び支払については、これらの納入成果物ごとに実施するものとする。	政府調達における潮流を踏まえた請求・支払のため。また、健全な競争性を確保するとともに、本システムの調達目的及び調達の期待する効果の実現に当たって、より有効となる提案を求めため。	設計・構築フェーズにおける役務は、当該役務終了後、成果物を検査し、検査職員の検収をもって請求を行っていただくことを想定しておりますため、修正は行わないものとします。
10	16	3	7. 業務体制の確保 (4)	2	本調達の請負者が取得する公的な資格や認証等に「JIS Q 20000」、「ISO/IEC 20000」または「ITSMS」の認証を有していることの追加をご検討いただけないでしょうか。	本調達の請負者がITサービスの安定的な提供、運用リスクの軽減、およびPDCAサイクルを導入することによる更なる品質改善を図ることを第三者認証により確認できるため。	御意見として承りました。いただいた御意見については、追加提案として必要に応じて評価させていただきます。

- 注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。  
 [ 1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他 ]  
 2. 意見及び、理由は、明確かつ簡潔に記載すること。  
 3. 本様式の変更は、行わないこと。  
 4. 電子媒体（CD-R等）も併せて提出のこと。